**平成２６年（フ）第９６１号**
さいたま市北区日進町２丁目684番地
債務者　小田川由香
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第９８７号**
さいたま市見沼区大字中川1015番地５
債務者　松崎　早苗
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第１００３号**
さいたま市見沼区東大宮２―10―12　コートアベニール102号、住民票上の住所埼玉県上尾市大字原市1199番地13　Ｂ号棟
債務者　安達　博謙
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第４１５号**
埼玉県越谷市花田２丁目９番地13　レオパレスＢｅｌｌＴｒｅｅ107号、旧住所埼玉県越谷市南越谷５丁目17番地７　メゾンヴェルテ103
債務者　池澤　賢美
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第４１８号**
埼玉県春日部市備後東７丁目２番17号　エルディムニューヒカール202、旧住所埼玉県春日部市備後東２丁目１番29号
債務者　中村　則子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第４５７号**
埼玉県入間市大字下藤沢340番地32　ひかりハイツ103
債務者　高松　佳子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第４７６号**
埼玉県所沢市大字久米1706番地の１　富士ビル103
債務者　北村沙也香
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第４８２号**
埼玉県飯能市大字平松73番地１　平松団地９―108
債務者　矢野ルイスこと　アズカラテ　ヤノルイス　エドワルド
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第６９号**
岩手県北上市和賀町藤根９地割127番地２
債務者　伊藤　寿光
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２６年（フ）第４６号**
岩手県奥州市衣川区下河内７番地１
債務者　千葉けい子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２６年（フ）第４８号**
岩手県奥州市前沢区字塔ケ崎25番地１
債務者　佐々木真由美
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２６年（フ）第５０号**
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根大前107番地３
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２６年（フ）第５１号**
岩手県奥州市胆沢区小山字北柴山89番地１
債務者　佐々木寛典
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２６年（フ）第４１５号**
埼玉県日高市高萩東２丁目29番19号
債務者　浅田　幸生
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第４２４号**
埼玉県日高市大字栗坪26番地28
債務者　浅田　伸宏
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第４７１号**
埼玉県川越市大字木野目356番地５　グリーンハウス木野目管理人室
債務者　田島　　茂
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第２８８号**
静岡県沼津市内浦重寺203番地の18
債務者　大木　政美
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係